

新入生のみなさん、ようこそ六中へ

6月4日（木）に「入学を祝う会」が開催されました。正門前で笑顔で写真撮影を行っていた様子を見ると、この日を待ち望んでいた生徒が多かったのだらうと思いました。本来の入学式とは形式が異なりましたが、呼名では立派な姿が見られました。これから共に生活を送っていくことが楽しみです。



安全な登下校を

クラス全員の生徒が一斉に登校できるようになりました。久々に会う友人と話が盛り上がり、新しい友人と意気投合したり、以前よりも人と関わる時間が増えてきたと思います。

さて、5月末に学区内で面識のない男性から声をかけられたという注意喚起のメールを配信しました。学校生活に徐々に慣れてきたところで、再度気をつけてもらいたいことを伝えます。


- ・なるべく複数で登下校する。
- ・寄り道せずまっすぐ家に帰る。
- ・万が一不審者に遭遇した場合は、大声を出すなど、近くのお店や大人に助けを求める。

不審者に関する情報を聞いたり、遭遇したりした場合は学校まで連絡をしてください。警察や関係機関に連絡したうえで対応をしていきます。

また、交通ルールを守ることを心がけましょう。交通ルールを守ることは自分の命を守ることにつながります。右のページに歩行者や自転車に関するルールを載せます。意外と知らなかったり誤解していたりする内容もあるかもしれませんので、是非確認してください。

確認しよう 交通ルール〇×クイズ

歩行者のルール編

- Q1 歩行者は、“歩行者優先”の考えから道路上のどこでも歩いて構わない。()
- Q2 歩行者は、原則「右側通行」をしなければならない。()
- Q3 歩行者用信号機で青信号が点滅しているときは、横断を開始して良い。()
- Q4 歩行者は、斜めに道路を横断してはいけない。()
- Q5  この道路交通標識は、「横断禁止」を表している。()

自転車のルール編

- Q6 歩道に歩行者がいない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無にかかわらず、歩道を通行できる。()
- Q7 自転車で、車道の右側を通行した場合でも違反にならない。()
- Q8 自転車は軽車両なので、歩道を通行している場合でも歩行者用信号機ではなく車両用信号機に従う。()
- Q9 自転車横断帯のある交差点を自転車で横断する際は、自転車横断帯を進行しなければならない。()
- Q10 夜間、自転車で商店街等の明るいところを走行する場合、ライトなしで走行することができる。()

クイズの答えと補足説明を裏面に載せたので、答え合わせをしてみましょう。

また、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成29年4月1日に施行されました。この条例は、“歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としたもの“です。この条例を基に「ちばサイクルール」というリーフレットがあり、千葉県のホームページで見ることができます。交通事故の被害者・加害者のどちらにもならないよう目を通してみましょう。



URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/jitensha/gosoku.html>

6月の生活目標（再掲）

- 夏服を、きちんと着こなそう。
- 落ち着いた学校生活を送り、自他の安全に留意しよう。



道路の歩き方など、マナーを守って登下校をしましょう。

歩行者のルール編 藤沢市防災安全課 HP より

Q1 歩行者は、“歩行者優先”の考えから道路上のどこでも歩いて構わない。

→× 歩道通行（道路交通法 10 条第 2 項）

歩道や（歩行者の通行に十分な幅員がある）路側帯がある道路では、歩道や（歩行者の通行に十分な幅員がある）路側帯を通行しなければなりません。むやみに車道を通行しないようにしましょう。（除外：車道を横断するとき、道路工事等のため歩道を通行することができないときなどやむを得ないとき）

Q2 歩行者は、原則「右側通行」をしなければならない。

→○ 右側通行（道路交通法 10 条第 1 項）

歩道や（歩行者の通行に十分な幅員がある）路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければなりません。（除外：道路の右側端を通行することが危険であるとき）なお、歩道内では右側通行の決まりはありません。

Q3 歩行者用信号機で青信号が点滅しているときは、横断を開始して良い。

→× 信号を守る（道路交通法 7 条）

信号機の指示は必ず守りましょう。歩行者用信号機がない場合は、自動車の信号機の指示に従います。なお、歩行者用信号機で青信号が点滅しているときは、横断を始めてはいけません。横断中の歩行者はすみやかに横断を終るか、引き返さなければなりません。

Q4 歩行者は、斜めに道路を横断してはいけません。

→○ 斜め横断の禁止（道路交通法 12 条第 2 項）

道路標識や標示によって斜め横断が可能なスクランブル交差点での横断を除いて、歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。

Q5 この道路交通標識は、「横断禁止」を表している。



→○ 横断禁止場所について（道路交通法 13 条第 2 項）

道路標識によって横断が禁止されている道路を横断してはいけません。



自転車のルール編 警視庁 HP「自転車の通行方法等に関する〇×クイズ」より

Q6 歩道に歩行者がいない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無にかかわらず、歩道を通行できる。

→× 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられているので、歩道と車道の区別のあるところは、原則として車道の左側に寄って通行しなければなりません。ただし、

- 1 道路標識等で指定された場合（誰でも自転車で歩道を通行することができる）
- 2 運転者が児童（6 歳以上 13 歳未満）・幼児（6 歳未満）の場合
- 3 運転者が 70 歳以上の高齢者の場合
- 4 運転者が一定程度の身体の障害を有する場合
- 5 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

これらのケースでは、自転車で歩道を通行することができます。

Q7 自転車で、車道の右側を通行した場合でも違反にならない。

→× 自転車で、車道の右側を通行した場合は、通行区分（右側通行）違反に問われることとなります。車道の右側通行は大変危険ですので、必ず左端を通行するようにしましょう。

【罰則】3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

Q8 自転車は軽車両なので、歩道を通行している場合でも歩行者用信号機ではなく車両用信号機に従う。

→× 車両用信号機と歩行者・自転車専用信号機が設置されている場合…車道を通行している場合も、歩道を通行している場合も、いずれも、歩行者自転車専用信号機に従います。

車両用信号機と歩行者用信号機が設置されている場合…車道を通行している場合は車両用信号機、歩道を通行している場合は歩行者用信号機に従います。

Q9 自転車横断帯のある交差点を自転車で横断する際は、自転車横断帯を進行しなければならない。

→○ 近くに自転車横断帯があれば、横断歩道ではなく自転車横断帯を通行してください。道路交通法第 63 条の 6 では、「自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。」とされています。

Q10 夜間、自転車で商店街等の明るいところを走行する場合、ライトなしで走行することができる。

→× 商店街の街灯等のため照明が行われていたとしても、トンネル以外に除外規定がないことから、夜間にあっては明るいところでも自転車のライトを点灯しなければなりません。